

つくば市監査公表第3号

令和2年度(2020年度)定期監査(第2回)の監査結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査の結果を公表する。

令和3年3月31日

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の対象

〔市民部〕

市民活動課、国際交流室、男女共同参画室、地域改善対策室、市民窓口課、
地区相談課、スポーツ振興課、文化芸術課

〔保健福祉部〕

社会福祉課、こども未来室、障害福祉課、障害者地域支援室、高齢福祉課、
国民健康保険課、医療年金課、介護保険課、地域包括支援課、健康増進課

〔こども部〕

こども政策課、子育て相談室、幼児保育課、こども育成課

〔都市計画部〕

都市計画課、沿線開発整備室、公有地利活用推進課、市街地振興課、学園
地区市街地振興室、周辺市街地振興室、建築指導課、開発指導課、総合交
通政策課

〔建設部〕

道路計画課、都市計画道路整備推進室、道路整備課、道路管理課、公園・施
設課、公共施設整備課、住宅政策課、防犯交通安全課

第3 監査の期間及び実施場所

令和2年（2020年）11月20日から令和3年（2021年）3月29日まで
庁内会議室において実施

第4 監査の範囲

令和2年（2020年）4月1日から監査委員監査執行日までのつくば市の財務
に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

第5 監査方法

財務に関する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているか、また事務、事業が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査を実施した。

監査に当たっては、関係書類等を検査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

また、つくば市の予算及び決算に係る関係法令等が適用される「公金」ではないが、業務の関係上、職員が「公金外現金」を取り扱う事務があることから、当該事務が適正に執行されるよう公金外現金の出納保管状況等についても監査の対象とした。

第6 監査の主な着眼点

1 歳入関係

- (1) 調定の時期、手続等は適正か。
- (2) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (3) 領収証書綴、現金出納簿の取扱いは適正に行われているか。

2 歳出関係

- (1) 違法、不当、不経済な支出はないか。
- (2) 流用の時期、手続は適正か。
- (3) 支払時期、相手方は適正か。
- (4) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払等）及び精算等の手続は適時、適正に行われているか。
- (5) 旅費計算は適正か。
- (6) 物品の不要不急の購入はないか。

3 契約関係

- (1) 関係法令等に基づき処理されているか。
- (2) 契約締結及び契約変更の時期は適正か。

- (3) 随意契約の場合、その理由は適正か。
- (4) 議会の議決を要する契約について、議決前に着手しているものはないか。
- (5) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- (6) 履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。

4 人事管理

- (1) 職員の休暇、職務免除等の手続きは適正か。
- (2) 職員の時間外勤務の管理は適正か。
- (3) 会計年度任用職員の任用は適正に行われているか。
- (4) 会計年度任用職員の通勤手当の算定に間違いはないか。
- (5) 会計年度任用職員の給与の支給内容及び支給日は適正か。

第7 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、どの部署においても、おおむね適正に執行されていることが認められ、事務処理等が著しく適切を欠くと認められる指摘事項に該当する案件はなかったが、次の各部署別特記事項に記載した注意事項（指摘事項に該当するもののうち、輕易と認められるもの等）及び検討事項（指摘事項及び注意事項には至らないが、事務事業等で改善する必要があると認められるもの）については、速やかに検討し対応を図られたい。

なお、全庁的な検討事項としては、以下のとおりである。

- ・行政文書の作成に当たり、消せるボールペンの使用が散見された。いずれも内部処理に係る部分での使用であり、対外文書等には影響はなかったが、行政文書改ざん等の不正な処理が生じる恐れがあるため、使用には十分注意をされたい。
- ・会計年度任用職員等の通勤届において、正確性を欠いた通勤距離で届出されているものが見受けられた。通勤手当を適正に支給するため、通勤経路のチェ

ック体制の強化をお願いしたい。また、人事部門においては、通勤届の適正な記載及び通勤距離の具体的な測定方法の周知徹底をお願いしたい。

・郵便切手の管理が不適正な部署が見受けられた。公金の取扱いに準ずるとい
う認識を持ち適正に管理されたい。文書の発送については総務部で行うことが
原則であるため、切手の所持及び使用はあくまで例外的なものと意識し、所持
は必要最低限にとどめ、管理が煩雑とならないよう注意願いたい。

また、軽微な事項については、予備調査において修正を促し、本監査時に
いて口頭による指導や修正の確認を行っているので記載は省略した。

監査対象に係る各部署別特記事項は以下のとおりである。

【監査対象に係る各部署別特記事項】

《市民部》

＜市民活動課＞

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速や
かに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

契約事務において、随意契約調書への選定業者の記載順の誤りが見受けられ
た。あらかじめ契約業者が決定していたかのような誤解を与えかねないため、
登録番号順に記載願いたい。

(検討事項 2 件)

(1) 補助金交付事務において、誤った伝票の起票処理が見受けられた。今後は
適正な事務の執行に努められたい。

(2) 会計年度任用職員の通勤届において、再提出を求めていなかった。今後は
適正な事務の執行に努められたい。

＜国際交流室＞

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速や

かに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

契約事務において、随意契約調書の旧様式の使用及び選定業者の記載順の誤り、また、執行伺と契約締結時の選定業者数の相違、そして見積金額の記載相違が見受けられた。改めて契約実務について確認いただき、適正な事務の執行に努められたい。

<男女共同参画室>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<地域改善対策室>

適正に執行されていることが認められた。

<市民窓口課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 2 件)

- (1) 備品購入契約事務において、予定価格書及び見積結果調書における金額誤り並びに契約締結の起案書に添付すべき書類の添付漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 郵便ハガキの管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(検討事項 2 件)

- (1) 購入備品の登録において、実際には出先機関で使用するものをそのまま備品登録していた。使用部署にて管理することが適切であることから、物品の管理換えを検討されたい。
- (2) 会計年度任用職員の通勤届において、通勤距離が実際よりも過大に届出されているものが見受けられた。今後は、電子地図等を用いて一般に利用し得る最短の経路等の確認を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

<地区相談課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<スポーツ振興課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 2 件)

- (1) 現金の収納事務において、現金取扱員に指定されていない者が収納している事例や、使用していない領収書が、領収印が押印された状態で保管されている事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。
- (2) 本年度購入した備品の一部において、つくば市物品規則第21条に基づく備品台帳の整備が漏れていた事例が見受けられた。今後は購入後速やかに備品の登録を行い、適正に管理されたい。

(検討事項 1 件)

契約事務において、随意契約調書の記載誤りや予定価格書の封筒に確認者の押印漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<文化芸術課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(検討事項 1 件)

会計年度任用職員の通勤届において、通勤距離が実際よりも過大に届出されているものが見受けられた。今後は、電子地図等を用いて一般に利用し得る最短の経路等の確認を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

《保健福祉部》

<社会福祉課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速や

かに検討し対応されたい。

(注意事項 2 件)

(1) 郵便切手の管理において、受払簿の前年度からの繰越枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の繰越枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(2) 契約事務において、事業者から徴収した見積書が封かん処理されていない事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<こども未来室>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

補助金交付事務において、支出負担行為の起票漏れが複数見受けられた。今後は交付が決定した際には、速やかに起票し適正な事務の執行に努められたい。

<障害福祉課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

補助金交付事務において、支出負担行為の起票漏れが見受けられた。今後は交付が決定した際には、速やかに起票し適正な事務の執行に努められたい。

<障害者地域支援室>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

現金の収納事務において、現金取扱員に指定されていない者が収納している事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<高齢福祉課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが見受けられた。今後は契約を締結した際には、速やかに起票し適正な事務の執行に努められたい。

<国民健康保険課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(検討事項 1 件)

文書事務において、本来収受すべき文書を収受せず、起案書に添付している事例が見受けられた。今後はつくば市行政文書管理規程に基づき適正に処理願いたい。

<医療年金課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

契約事務において、見積期日と予定価格書作成日に齟齬が生じているものや、予定価格書の封筒に確認者の押印漏れ、見積結果調書の金額欄の記載誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<介護保険課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

契約事務において、業者から提出された見積書を入れた封筒が視認できない事例が見受けられた。今後は書類等の管理を適正にされたい。

<地域包括支援課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 3 件)

(1) 郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(2) 契約事務において、見積結果調書の見積書比較価格及び見積金額に記載の誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(3) 同じく契約事務において、作成した予定価格書が封かん処理されていない事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<健康増進課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

《こども部》

<こども政策課>

適正に執行されていることが認められた。

<子育て相談室>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<幼児保育課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 4 件)

(1) 認可外保育施設遊具等設置事業費補助金交付事業において、申請前に設置完了したフェンスに対し遡及して補助金を支給している事案が見られた。児童の安全確保を最優先して緊急施工した経緯を考慮したとのことであったが、補助金等交付適正化規則及び当該補助金交付要綱に定めのない事務処理は不適切である。今後は、公立・私立に関わらず連携を密にし、施設、設備及び

備品のニーズや劣化等に関する情報共有を図り、規則や要綱に則った適正な事務を執行されたい。

(2) 収納金について、当日に金融機関へ入金しているが、一時的に担当者による袖机での保管の状況が見受けられた。日中の保管方法については前回監査でも改善を求めているところであり、手提げ金庫等の使用を検討願いたい。

(3) 業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが複数見受けられた。今後は契約を締結した際には、速やかに起票し適正な事務の執行に努められたい。

(4) 契約事務において、執行伺の予定金額に記載誤りが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<こども育成課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

《都市計画部》

<都市計画課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<沿線開発整備室>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<公有地利活用推進課>

適正に執行されていることが認められた。

<市街地振興課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<学園地区市街地振興室>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

購入した備品価格と備品台帳に登録した価格に差異が見受けられた。今後はつくば市物品規則第6条の規程に基づき消費税を含めた価格で登録を実施されたい。

<周辺市街地振興室>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項1件)

契約事務において、作成した予定価格書が封かん処理されていない事例や予定価格書の封筒に確認者の押印漏れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<建築指導課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項1件)

契約執行伺いにおいて、部長までの供覧がなされていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<開発指導課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<総合交通政策課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項1件)

業務委託契約において、支出負担行為の起票遅れが複数見受けられた。今後は契約を締結した際には、速やかに起票し適正な事務の執行に努められたい。

(検討事項1件)

顧問の費用弁償について、実際よりも過大な距離で認定されていた。費用弁

償に係る経路のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。

《建設部》

<道路計画課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 1 件)

購入した備品価格と備品台帳に登録した価格に差異が見受けられた。今後はつくば市物品規則第 6 条の規程に基づき消費税を含めた価格で登録を実施されたい。

<都市計画道路整備推進室>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<道路整備課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<道路管理課>

おおむね適正に執行されていることが認められたが、次の事項について速やかに検討し対応されたい。

(注意事項 2 件)

(1) 郵便切手の管理において、受払簿の残枚数に過誤が見受けられた。今後は受払簿の残枚数と現品が常に一致するよう適正に管理されたい。

(2) 前回監査においても指導したところであるが、会計年度任用職員の通勤届において、再提出を求めていなかった。今後は適正な事務の執行に努められたい。

<公園・施設課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<公共施設整備課>

適正に執行されていることが認められた。

<住宅政策課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。

<防犯交通安全課>

おおむね適正に執行されていることが認められた。